

大分県報

平成十八年
第一七七四号
六月二十七日

（火曜日）

目次

告示	生活保護法による医療機関の指定	一
告示	生活保護法による指定医療機関の廃止	一
告示	指定施設要件変更保安林	一
告示	道路区域の変更（二件）	二
告示	道路の供用開始（二件）	二
告示	都市計画事業の認可	三
告示	ふぐ処理講習会の開催	三

○告示

大分県告示第六百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年六月二十七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
大堀脳神経クリニック	医療法人弘仁会	中津市豊田町三番地の二	平一八・五・一
中津脳神経外科病院	〃	中津市大字福島字道竹一〇五五番地	〃

平成十八年六月二十七日

大分県報（告示）

Was h 歯科医 院	和田 信	中津市中央町一丁目七―二―一	〃
さくら産婦人科 医院	医療法人新明会	臼杵市大字野田二七八番地	平一八・六・一
後藤医院	後藤 三 晴	津久見市中央町三〇―二三	平一八・五・一
安西皮膚科	安 西 三 郎	竹田市大字会々二三一〇―一	平一八・六・一
あそう調剤薬局 赤嶺店	有限会社パルマ コン	豊後大野市三重町赤嶺一六四番 地七四	〃
おぐり胃腸肛門 科	小 栗 多加味	豊後大野市三重町赤嶺一六四番 一一	〃

大分県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十八年六月二十七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
大堀脳神経クリニック	大堀 哲 男	中津市豊田町三の二	平一八・五・一
中津脳神経外科 病院	山下 正 文	中津市大字福島字道竹一〇五五番 地	〃
田中薬局	田 中 仁 一	佐伯市駅前二丁目二―二三	平一八・六・一
長尾医院	医療法人杏和会	臼杵市大字佐志生二〇四五番地一	〃
後藤医院	後藤 哲 也	津久見市中央町三〇―二三	平一八・五・一

大分県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成十八年六月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所

杵築市大田小野字小平一四四四番一、字榎迫一四六七番三から一四六七番五まで、一四六七番六・一四六七番八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四六七番九、字高松一四六八番一及び一四六八番一四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所及び杵築市大田振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年六月二十七日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名		区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二	国東市国東町浜字日平三〇七六番一地先から	前	一八・〇メートル	一六七八・〇メートル	
	国東市国東町浜字大浜三七四六番一地先まで				

百十三号

国東市国東町浜字日平三〇七六番一地先から
国東市国東町浜字大浜三七四六番一地先まで

後

六二・五
九・〇

一六八七・〇

大分県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年六月二十七日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道文珠山浜線	国東市国東町岩戸寺字ケンノキ三 四九番二地先から	前	一六・〇メートル 四・〇	二七三・五メートル
	国東市国東町岩戸寺字ケンノキ四〇〇番一地先まで			
	国東市国東町岩戸寺字ケンノキ三 四九番二地先から	後	二九・五 八・〇	二七四・〇
	国東市国東町岩戸寺字ケンノキ四〇〇番三まで			

大分県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年六月二十七日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日

一般国道二百十三号	国東市国東町浜字日平三〇七六番一地从先から 国東市国東町浜字大浜三七四六番一地从先まで	平一八・六・二七
-----------	--	----------

大分県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十八年六月二十七日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成十八年六月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
------------	-------------	---------

県道文珠山浜線	国東市国東町岩戸寺字ケンノキ三四九番二地 先から 国東市国東町岩戸寺字ケンノキ四〇〇番三まで	平一八・六・二七
---------	--	----------

大分県告示第六百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。
平成十八年六月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 施行者の名称
大分市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
大分都市計画道路事業
三・三・九二号 大道金池線
 - 三 事業施行期間
平成十八年六月二十七日から
平成二十四年三月三十一日まで
 - 四 事業地
- 1 収用の部分

- 2 大分市大道町一丁目及び二丁目地内
使用の部分
なし

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。
平成十八年六月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の開催期日及び場所

- 1 開催日時 平成十八年八月三十日（水曜日）午前九時三十分から午後四時三十分まで。

なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十分までとする。

- 2 開催場所 大分市府内町一丁目五番三八号 大分市コンパルホール

二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所

- 1 受付期間 平成十八年七月二十七日（木曜日）から同年八月四日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。

2 受付場所

次の表に掲げる社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支 部 名	所 在 地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 国東保健所内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 別府県民保健福祉センター内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三三三一番地二四 別府県民保健福祉センター日出保健支所内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 別府県民保健福祉センター由布保健支所内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字州崎七二番地三四 臼杵保健所内
津久見市支部	津久見市中央町二九番四 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 佐伯県民保健福祉センター内

豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊後大野県民保健福祉センター内
竹田支部	竹田市大字飛田川字山手一六九〇番地二 竹田保健所内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 日田玖珠県民保健福祉センター内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一一三番地二 日田玖珠県民保健福祉センター 玖珠保健支所内
中津支部	中津市中央町一丁目十番四二号 中津保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐豊後高田県民保健福祉センター 宇佐保健福祉部内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 宇佐豊後高田県民保健福祉センター 豊後高田保健部内
大分市支部	大分市長浜町二丁目一三番二九号 大分市保健所内